**平成２９年（フ）第２０６号**
神戸市東灘区岡本４丁目９番30―416号、従前の住所神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号　ライブタウン翠光206号
破産者　北野　　幸
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１５１号**
広島市中区基町16番17―526号
破産者　室田　明宏
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１０９号**
熊本市東区下江津３丁目７番34号
破産者　大川聡志郎
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１６号**
（開始決定時の住所）北海道旭川市春光台４条４丁目２番15号
破産者　中　　清次
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６１号**
北海道旭川市東光５条７丁目３番13号
破産者　山内　正弘
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２４７号**
釧路市鶴ケ岱１丁目９番18号
破産者　齋藤　貞従
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第３２号**
釧路市芦野２丁目７番８号　キャンパスＯＮＯ―Ｃ　205
破産者　佐々木　顕
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第４８号**
釧路市大楽毛西２丁目31番344号
破産者　佐藤　玉子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第６８号**
釧路市宮本２丁目５番16号
破産者　平野　曜子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第３７号**
青森市佃１丁目９番９号　シティハイムクレボア202号
破産者　兼子由美子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第４８号**
青森県上北郡おいらせ町洋光台５丁目44番地23　のぞみ団地Ｅ―２
破産者　新屋　政司
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第１３号**
青森県上北郡おいらせ町三本木82番地２
破産者　工藤　寛治
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２８年（フ）第５５０号**
川崎市川崎区鋼管通３丁目５番１号
破産者　小谷　廣一
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１６１号**
東京都葛飾区高砂３丁目13番３―603号　プリマベラール高砂
破産者　松田　真吾
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３６２号**
岐阜県羽島市小熊町東小熊3431番地
破産者　南谷久美子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第５０号**
岐阜市北島７丁目11番21―402号（ノースランド　１号棟）
破産者　早瀬智可志
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第２６４号**
静岡県富士市厚原652番地の３　セイバリーヒル103号
破産者　後藤　克年
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第７７４号**
京都市右京区太秦和泉式部町16番地20
破産者　菅　　理絵
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第８４１号**
京都市東山区一橋宮ノ内町７番地
破産者　田中　信雄
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係